

松本市長
臥雲 義尚 様

被害児童生徒保護者

令和7年6月20日

松本市いじめ問題対策調査委員会の重大事態に関する報告書（令和7年6月13日）
に対する所見書

はじめに

いじめにより生じた被害生徒への重大事態の対処、調査の指示に深く感謝申し上げます。また市長部局殿、教育委員会殿、松本市いじめ問題対策調査委員会殿、その他関係各位の重大事態のご対応と被害生徒へのご支援を頂き深く感謝申し上げます。

以下に文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」並びに松本市「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく所見を記します（以降、敬称は省略させていただきます）。

調査方針について

松本市立中学校（以下「当該校」）への進学喜びも束の間、被害生徒は9か月間に亘り、友人生徒からのいじめ行為等により心身に傷を付け続けられた結果、当該校を長期間欠席することとなりました。保護者として被害を未然に守ることができず、被害生徒の症状は重篤化し、学校へ行きたいという思いをも奪われる事態となってしまいました。いじめ行為により被害を被った生徒の回復と教育義務の遵守、そしていじめによる被害の予防は必至であり、早期に講じる対策が求められます。

教育委員会より本事案のいじめの重大事態としての対処が決定されたとのことをご報告を頂いた際、教育長も本事案を重く受け止めておられ、市長からは被害生徒にもっと寄り添い、被害生徒保護者の要望を反映した調査方針を立てるよう指示があったとお聞きしました。第一回面接調査にて、最も解決が必要と申し上げました懸案（全力を尽くして被害生徒をケアしていく、被害生徒に教育を受けさせる、同類被害の発生を防止する）を基に、調査委員会にて調査方針を策定頂いたことに有難く感謝申し上げます。

また第二回面接調査の当日は、被害生徒は当該校の3年生となっており、学級への復帰に向けて努力を重ねるなか、1年以上学級から離れていた被害生徒の思いや行動の努力を調査委員に認めて頂き、心から元の学校生活に戻ることができるようご支援を頂くべく、計画通りの調査をお願い申し上げました。

調査の目的、配慮と方法について

調査の目的として調査委員会が解明を目指すべく掲げられました「いじめ行為の事実」「いじめが起こった原因と背景」「いじめ行為に対する対応の適切さ」「再発防止に向けた提言」により、前項の懸案事項にお応え頂けることになったこと、また調査が公平・中立な立場で取り組み、聞き取りと提供資料及びエビデンス等による的確な確認が行われたことに対しまして深く感謝申し上げます。

調査組織と調査経過について

教育委員会より委員構成に関して調査から外れる予定の委員のご報告があり、また任期に伴う調査委員長の変更と調査引継ぎのご連絡も頂き、公平な委員構成により適切に調査が継続されたことに深く感謝申し上げます。

令和6年2月2日から令和7年5月19日までの調査の経過以外にも調査委員を始めとする関係各位のご協力を頂くこととなり真に申し訳なく感謝申し上げます次第です。ただ事案により調査に要する時間は様々と存じますが、本調査委員会でも重視されました学校におけるいじめ防止及び適切な対応に向けた実践力の向上を実行に早く移すため、重大事態へのできる限り迅速な対応と調査に要する期間の短縮を求めたく存じます。

本事案の事実経過と認定事実について

調査委員会による経緯の分析から整理されたいじめ行為と疑われる「A表」の各行為について「個々の事実確認」にて証言が得られ、「証言からの考察」においては第三者としての意見表明がなされました。被害生徒が本事案を客観視することができる端緒となり得るご覧察に深く感謝申し上げます。

令和7年5月27日に調査委員長と副調査委員長より、以下7つの個々の行為についてのいじめの有無とその理由、うち4つの行為については調査委員会にていじめの実態・いじめの事実が確認され、いじめ行為と認定したとのご説明を頂きました。

- ・「部活動での被害生徒の臨む姿勢について強い言葉で責められることが、令和4年の4月（1年次）から続いていた」こと
- ・「加害生徒の誕生日プレゼント代と称した金銭の要求があった」こと
- ・「被害生徒の筆記用具をトイレに流したと生徒Cに言われた」こと
- ・《いじめ行為と認定》「被害生徒が部活動以外でも叩かれたり、からかわれたりすることが続いていた」こと
- ・《いじめ行為と認定》「被害生徒と加害生徒が加入するグループLINEの投稿に被害生徒に向けた脅迫や暴言の形跡が見られた」こと
- ・《いじめ行為と認定》「被害生徒の前髪を切ることの強要があった」こと
- ・《いじめ行為と認定》「被害生徒の顔に落書きをし、クラスLINE等に流した」こと

これらの行為を受け続けた被害生徒は下記傷病を負うこととなりました。いじめによる被害は起きてはならず、いじめからの保護といじめによる被害の拡大を防ぐ治療的予防は必要不可欠と考えられます。

- ・傷病名：心的外傷後ストレス障害（PTSD）
- ・傷病の原因もしくは誘因：同級生からの心的外傷
- ・発症時期：令和5年1月

調査結果と考察について

「被害生徒がどのような苦痛を覚えたか」については次のように考察され、被害生徒の回復に向けて本人が本事案を納得・受容し、自信を持ってこの先を歩いていける端緒となれるものと深く感謝申し上げます。

- (1) 被害生徒が教室に入れなくなった主な原因は、被害生徒が強者・弱者のある環境に置かれ、罰ゲームと称した強要、被害生徒の意思表示に対する一方的な威圧や批判の責めたて、脅迫、暴言、誹謗中傷といった行為を受け続けるという人間関係の理不尽さに悩みを深くし、強い恐怖を感じていただろうと捉えられたこと。
- (2) 被害生徒が教室に入れなくなるまでの当該校の対応については、いじめを含む A 表の行為が累積する校内変化に当該校が気付けなかったこと。またクラスの他の生徒からの報告を受けた際の当該校の聞き取りでは、被害生徒が SOS を安心して出すことのできる環境にはなく、事態を把握することが困難であり、当該校が早期に対応することができなかったと捉えられたこと。

当該校の対応について

校内でのいじめが疑われてから、当該校と情報を共有し、協働で実態の把握と事案の解明を急ぎましたが、間もなく市保健所の精神保健相談にて医師から被害生徒に PTSD の発症が疑われるとされ、治療が始まりました。被害生徒の闘病と介護を中心とする生活に被害生徒への教育義務の遵守、当該校以外での居場所づくり、生活基盤の立て直し等が重なった結果、当該校への各出来事の経過・状況の共有、インターネットに関する新たな事案の共有が断続的なものになってしまいました。その他、調査をやり遂げるべく軌道修正もあり、当該校の事実確認のご負担が重なってしまったことについて真に申し訳なく存じます。

参考資料の「当該校が行った被害生徒へのケア」のご配慮は、被害生徒が希望しました元の学級への復帰に向けて、当該校による施策の案出、リスクの検討、日程の見極め、保護者との協議取り付け、施策実行時の見守り等、繰り返し実施頂いた内容です。多くのご配慮を頂きました被害生徒は、当該校教職員への信頼を増すことができ、当該校を安全・安心と思うことができるようになったと考えます。

また幼なじみの毎日の接し、三年次学級の温かな受け入れの他、当該校と教育支援センターとの密な連携による新たな学校生活と指導支援員・生徒達との新たな出会いも、被害生徒が本事案を乗り越えて寛解に向かう大きな力となり、念願だった元の学級に再び入ることに繋がりました。絶え間なく頂きました全てのご支援に有難く感謝申し上げます。

提言について

被害生徒は学級担任の聞き取りに対して当初何もないですと答えた後、加害者側からその内容を聞き出され、もう聞かないで下さいって言って来いと促され、定期的実施された生活アンケートの設問「いま受けているいじめや体罰を具体的に書いて下さい」には、書いたらあなたのことを書き返すと伏せられました。事実の当否は別としてもいじめの防止のため、またいじめが起きない安全・安心な学校の維持のためには平時からの実態把握が必要であると考え、次の強化を改めて求めたく思います。

「学校における対応」の強化お願いのこと

- (1) いじめの早期発見。
 - ・児童生徒が本人の状況を理解した上で、SOS は出して良いとする環境づくり。
 - ・いじめの初期対応の加速のため、平時での児童生徒の実態把握。
- (2) いじめの未然防止のための教育。
- (3) インターネットの心に与える影響に関する教育と適正利用の啓発。

「松本市教育委員会における対応」の強化お願いのこと

- (1) 他教育委員会との連携による引継ぎの支援。
- (2) いじめが起こらないことに対する児童生徒への教育的予防の支援。
- (3) いじめに関する定期アンケート、生徒同士のグループ討論等のさらなる有用的な取り組み。

終わりに

調査委員会の報告内容は、いじめ行為の発端となった原因とその結果について事実の全てを把握されたものとは言えないまでも、可能な限り客観的に把握された結果、今回のいじめが緊密な接点のある生徒間で生じたものであると捉えられ、その当事者全てに配慮した中で「いじめ防止対策推進法」のいじめに該当する禁止された行為が多々あったことを認められました。さらに学校におけるいじめの防止のために教育行政が今後どう対応すべきかの提言を示されました。これらのことに深く感謝申し上げますと共に、弊所見を示す本所見書の公表をお願い申し上げます。

いじめによる被害を被った生徒にとっての「いじめ防止対策推進法」は、大きな組織や大人がその生徒を守り共感すること、いじめの重大事態の対応で本人が事案を認めて自己を理解し受容をすること、そして同じ苦しみを生まない学校・社会へと改善する再発防止に真に協力することにより、成長が促されていくものと存じます。いじめによる被害を被った生徒の保護者、学校とその自治体は起きてしまったいじめの事案を見据え、共通の理解と目標・施策を連携して立てることにより、生徒は守られ、必要な教育を受け、社会に貢献し、そして再び笑顔で成長し、未来を拓き、創造していくものと信じております。

「いじめ防止対策推進法」で定められたいじめの定義といじめの禁止、いじめの防止対策の必要性と推進、その責務が各々に課せられていることは、「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」並びに「松本市子どもの権利に関する条例」に明記されており、より周知され、浸透されていくことを心より祈念申し上げます。

以上